

（参考）トップレベル事業所認定の詳細

1 認定の仕組みの概要

都が、地球温暖化対策の推進の程度が特に優れた事業所として認定基準に適合すると認めたとき、当該事業所の削減義務率についてトップレベル事業所は1/2、準トップレベル事業所は3/4に軽減する。削減義務率の軽減は、認定された年度の属する計画期間の末までとする。

適用削減義務率

事業所の種類		本則	トップレベル事業所	準トップレベル事業所
I-1	オフィスビル等 ^{※1} と地域冷暖房施設（「I-2」に該当するものを除く。）	27%	13.5%	20.25%
I-2	オフィスビル等のうち、地域冷暖房等を多く利用している事業所	25%	12.5%	18.75%
II	「I-1」「I-2」以外の事業所（工場等 ^{※2} ）	25%	12.5%	18.75%

※1：オフィスビル、商業施設等 ※2：工場、上下水施設等

2 認定基準

下記の3つの評価区分により、オフィスビル等であれば210項目、工場等であれば330項目について多面的に評価し、項目ごとに取組状況を点数化（以下は評価項目例）

- 一般管理事項・・・省エネ推進体制の整備、エネルギー管理の状況等
- 建物及び設備の性能に関する事項・・・空調、照明設備、生産設備等の省エネ性能
- 事業所及び設備の運用に関する事項・・・室内温湿度の管理、空調・照明設備、生産設備等の保守管理等

評価項目

評価項目の区分	オフィスビル等			工場等		
	必須項目	一般項目	加点項目	必須項目	一般項目	加点項目
I 一般管理事項	15	5	3	17	4	2
II 建物及び設備性能に関する事項	22	41	50	11	46	132
III 事業所及び設備の運用に関する事項	13	51	10	29	39	50
小計	50	97	63	57	89	184
計（必須＋一般）	210(147)			330(146)		

- 必須項目・・・トップレベル事業所等が必ず取り組むべきもの
- 一般項目・・・トップレベル事業所等が優先的に取り組むべきもの
- 加点項目・・・認定申請事業所において、取組を行っているとき評価の対象とするもの

総合得点の計算方法

総合得点＝基礎得点（必須項目の得点＋一般項目の得点＝満点100点）＋加点項目（上限20点）

トップレベル事業所等の要件

（1）トップレベル事業所の要件

- 総合得点が80点以上であること
- 必須項目について、評価点が0点の項目が1つもないこと

（2）準トップレベル事業所の要件

- 総合得点が70点以上であること
- （最も古い建物の竣工年度が平成25年度（2013年度）以降の認定申請事業所）
必須項目について、評価点が0点の項目が2つ以内であること
- （最も古い建物の竣工年度が平成24年度（2012年度）以前の認定申請事業所）
必須項目について、評価点が0点の項目が4つ以内であること

3 認定事業所数

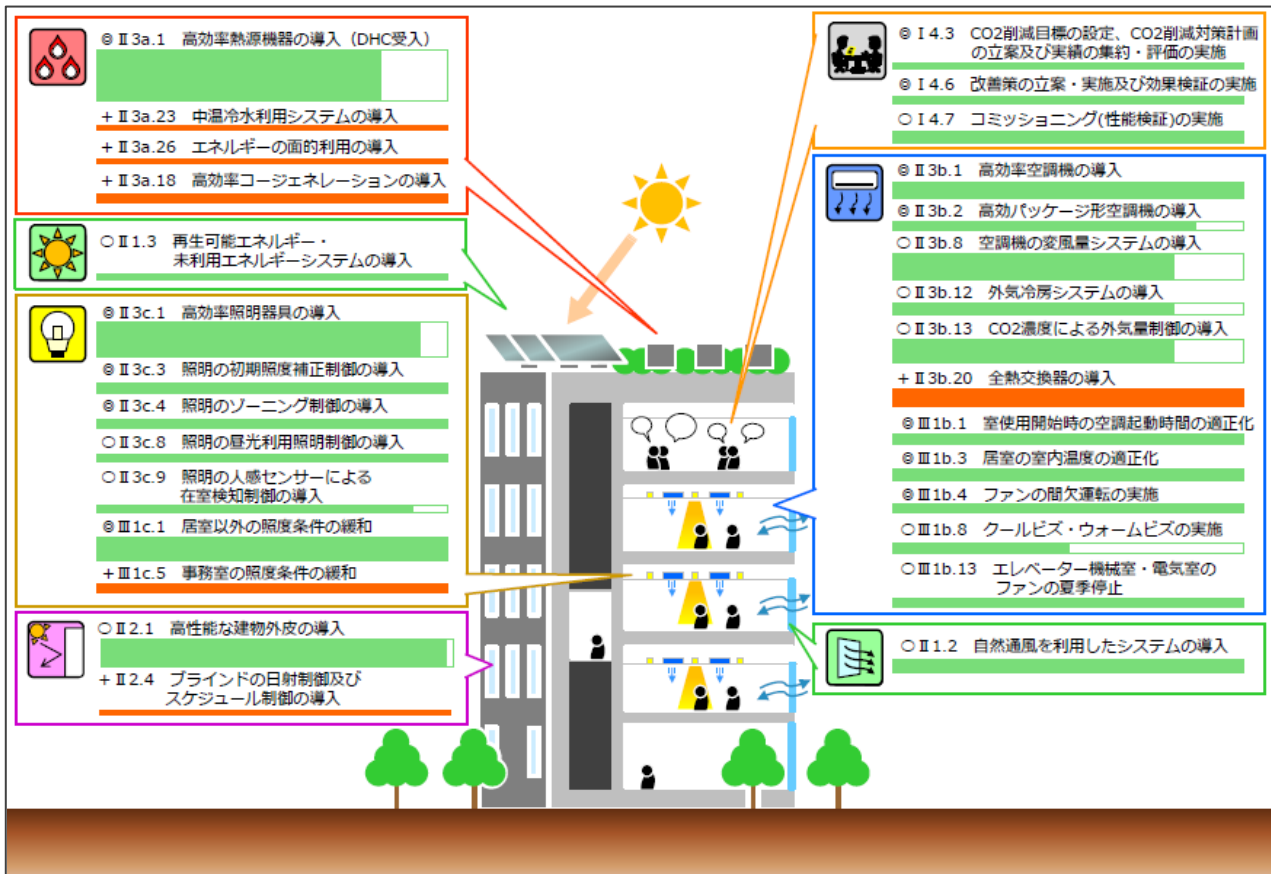
トップレベル事業所又は準トップレベル事業所に認定された事業所の総数を示す。

認定区分	2023 年度（令和 5 年度） 以前の認定事業所※	2024 年度（令和 6 年度） 認定事業所	合計
トップレベル事業所	31	8	39
準トップレベル事業所	21	2	23
合計	52	10	62

※ 2024年度も認定が継続して有効となる事業所数（第三計画期間は、認定年度から 5 年間有効）

4 トップレベル事業所における省エネ対策のイメージ

評価項目ごとに重み付けを行う（下の横棒は、得点状況を示す。）。



高さ：対策重要度、長さ：実施の程度、評価分類（◎:必須項目、○:一般項目、+:加点項目）